生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付事務取扱要領

目次

第1 総則

第2 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金

附則

第1 総則

- 1 この要領は、生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとし、要項の解釈規程として位置付けるものである。
- 2 趣旨 (要項第1条関係)

「大学等」について

- (1) 学校教育法第58条による高等学校の専攻科及び別科は、生活保護制度 において世帯分離が必要となることから、要項に基づく貸付対象であり、 大学等に含まれる。
- (2) 学校教育法第53条に規定する定時制の課程及び通信制の課程を履修する生徒、並びに同法第84条及び第86条に規定する「通信」及び「夜間」による教育を受ける学生は、生活保護制度において世帯内就学が認められていることから対象にしない。
- 第2 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金
- 1 貸付の申請(要項第2条関係)
 - (1) 申請の流れについて
 - ア 申請に当たっては、本制度の活用による自立助長等の効果について、申請者の出身世帯の居住地を管轄する福祉事務所長(以下「所長」という。) からの意見を「福祉事務所長の調査意見書(要項別記様式)」(以下「意見書」という。)により確認する取扱としていることから、申請者は所長に対して申請書を提出し、所長は意見書を添付して、健康福祉部担当課長(以下「課長」という。)に進達する(鑑文不要)。

なお、所長を経由した手続は、新規申請手続のみであり、その後の増額等の申請あるいは異動等の届出については、申請者等は課長に直接提出する。

イ 課長は、申請書及び添付書類の内容に不備がないか確認し、軽易な不備は申 請者に連絡のうえ補正させる。

ただし、修正困難な誤り、書類の不足等は、一度申請者に書類を返戻し補充 させた後、再提出させる。

- (2) 「外国籍の場合」について
- ア 申請者が外国人の場合、次の全ての要件に該当しない場合は、貸付対象としない。
 - (ア) 在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けていること。
 - (イ) 現在地に6ヶ月以上居住し、将来も永住する見込みであること。

- (3) 「未成年者の場合」について 父母のない未成年者に対しても貸し付けることができる。
- 2 貸付の決定 (要項第3条関係)
 - (1) 「借受資格」について 以下の要件を満たすこととする。
 - ア 就学費について奨学金等他施策による手当が見込まれる者(本人のアルバイト収入は可。親族等の援助、家計のやりくり等での捻出は不可)であること。
 - イ 他施策による生活費の貸付等が受けられない者であること。
 - (2) 貸付承認等の通知について
 - ア 貸付承認について

課長は、貸付承認通知書のほか、次に掲げる様式等関係書類を送付すること。

- a 借用書 (要項別記様式)
- b 貸付金返済確約書(要項別記様式)
- c あて名及び代金の受領方法の申出書(要項別記様式)
- d 貸付のしおり (別途作成)
- イ 貸付不承認は、「行政不服審査法」の不服申立等の対象とならない。
- 3 借用書の提出(要項第4条関係)
 - (1) 「借用書」について

印紙税法の規定により収入印紙の貼附は不要とする。

- (2) 「印鑑登録証明書」について(第2号関係)
- ア 印鑑登録証明書は、発行後3か月以内のものとする。
- イ 借用時に印鑑登録証明書を提出できない借受人がある場合、課長は提出が可能となった後に提出することを条件に、借用書(要項別記様式)を受理することができる。
- 4 貸付対象期間(要項第6条関係)

「申請書を受け付けた日」について

所長を経由した手続の場合は、当該福祉事務所の受付日とする。

5 増額貸付けの申請(要項第9条関係)

「増額貸付け」について

資金の貸付金額の増額の時期は、申請書の受付日の属する月以降(受付日の属 する月を含む。)とする。

6 異動等の届出(要項第11条関係)

「死亡届」について

- ア 課長は、借受人、償還人又は連帯借受人が死亡した場合は、同居の家族等に 死亡届を提出するよう指導する。
- イ 死亡した者の相続人が提出した死亡届は債務承認書を兼ねるものである から、据置期間終了後、債務承認者が返済を行わなければならない。

7 貸付辞退の申出 (要項第14条関係)

「辞退」の定義について

「辞退」とは、資格喪失理由がなく、借受人の意思により将来に向かって貸付けを受けることをやめることをいう。よって、辞退の理由は問わない。

8 貸付けの資格喪失の届出 (要項第17条関係)

(1) 会計処理について

資格喪失時期によっては、即時返納(会計処理上の戻入)が生じる場合もあることに留意する。

(2) 職権処理について

課長は、審査の結果、資格喪失に該当する借受人が再度の督促にもかかわらず貸付資格喪失届(要項別記様式)を提出しない場合は、職権により貸付停止の処理を行い、要項第15条に規定する貸付停止通知書(要項別記様式)により借受人へ通知する。

(3) 資格喪失に伴う償還期間等の変更

ア 貸付金額の変更

課長は、資格喪失となった場合、貸付期間、貸付金額の変更が生じることから、貸付期間等の変更を行うものとする。

イ 償還期間の変更

課長は、資格喪失が生じた場合、償還期間の変更を行うものとする。

9 据置期間(要項第19条関係)

「据置期間の始期」について

据置期間の始期は、貸付対象期間が満了した日の属する月の翌月からとする。 (例)

貸付期間

平成22年4月~平成26年3月(貸付満了月)

据置期間=6ヵ月間

平成26年4月~平成26年9月

よって、償還開始は、平成26年10月からとなる。

10 納期限 (要項第21条関係)

(1) 償還金の支払い方法について

償還金の支払は、納入通知書又は口座振替によることとする。

なお、滞納金については、納入通知書による支払いのみとする。

(2) 納入通知書の再発行について

「納入通知書の再発行」とは、既に1回発行済みの納入通知書を再度発行することをいう。

課長は、償還人から納入通知書の再発行申出を受けた場合、速やかに再発行の 手続きを行う。 (3) 分納について

「分納」とは、ある回分の償還金の一部を納入することをいう。

課長は、償還人から分納の申出を受けた場合、分納計画書の徴取などを行うと ともに、速やかに収納の手続きを行う。

- 11 償還金支払猶予の申請(要項第22条関係)
 - (1) 「支払猶予」について

支払猶予とは、当該申請期間の支払いを先送りするものであり、支払猶予期間に応じて償還期間も延長される。

(例)

貸付期間

平成22年4月~平成26年3月(貸付満了月)

据置期間=6ヵ月間

平成26年4月~平成26年9月

償還期間=20年間

平成26年10月~平成46年9月

償還人から、災害等により償還開始当初から6ヶ月間の猶予申請があった場合、平成26年10月~平成27年3月が猶予期間となる。この場合、償還期間が猶予期間に応じて延長されて平成47年3月となり、毎月の償還額も当初償還額と変わらない。

(2) 添付書類について

次の各号の場合に応じて、次の添付書類を添付するものとする。

ア 災害の場合

市町村長の発行する罹災証明書

イ 盗難の場合

警察署長の発行する盗難証明書

ウ 借受人又はその家族の疾病・負傷の場合

医師の診断書(様式指定なし)

エ 就学中の場合

在学証明書又は修業証明書

オ その他やむを得ない理由の場合

自己の責めに帰せざる理由により支払えないことを証する書類

(3) 「その他やむを得ない理由」について

「その他やむを得ない理由」とは、以下の要件のいずれかに該当する場合とする。

- ア 償還人が失業若しくは極度の事業不振に陥り、生活状態が窮迫している場合 で、償還が著しく困難と認められる場合
- イ 休学及び留年する必要があると認められる場合で、正規の就学期間を超えて 継続して就学する場合
- ウ 償還人と生計を同じくする家族の疾病若しくは負傷により、一時に多額の出 費があった場合
- エ その他知事が特に必要があると認めた場合

- (4) 支払猶予期間
- ア 災害、盗難等に該当の場合 申請日から1年以内とする。
- イ 継続して就学に該当する場合 当該大学等を卒業するまでの期間とする。
- 12 償還方法等変更の申請(要項第23条関係)

償還期間の変更について

変更後の償還期間は、要項に規定する償還期間を超えないものとする。

13 繰上償還の申出(要項第25条関係)

繰上償還の種類とその定義について

ア 一括償還

一括償還とは、未償還額をすべて一括して全額返済することをいう。

イ 部分繰上償還

部分繰上償還とは、未償還額の内の一部を償還期限前に繰上げて償還することをいう。

- 14 遅延利息 (要項第26条関係)
 - (1) 遅延利息の計算
 - ア 遅延利息は当該支払回分の元金が完納された時点で計算できるものであり、 事前に計算できるものではない。
 - イ 遅延利息の計算は次式により行う。
 - (ア) (延滞元金額)×3%/365日×(納期限の翌日から完了日までの経過日数) =(遅延利息額)

但し、100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、 その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- (イ) 当該回の償還金を数回に分割して納入する場合は、分割納入額ごとに円 単位まで上記計算を行い、当該回の償還金が完納のときに、合計遅延利息 (円単位)について上記但し書の端数計算を行う。
- (2) 遅延利息の免除

次の場合は、要項第26条ただし書の規定に準じて遅延利息を免除することができる。

- ア 支払猶予事由に該当すべき者が、やむを得ない理由で申請手続きを延滞して いたと認められる場合
- イ 事務処理上、納入通知書が遅延していたと認められる場合
- ウ その他支払期日までに支払うことができなかったことが真にやむを得ない と知事が認める足る正当な事由がある場合
- 15 督促(要項第27条関係)
 - (1) 滞納者の取扱について

課長は、おおむね3箇月以上の長期滞納者及び問題がある滞納者については、

それぞれの基本情報及び償還指導記録(電話督促、請求書発送、訪問活動等すべての徴収活動)等をまとめた「滞納整理カード」を作成するものとする。

- (2) 徴収した滞納金の充当順位について
- ア 納期限が古いものから充当する。
- イ 同一納期限の場合、遅延利息、元金の順に充当する。
- (3) 消滅時効等の取扱について
- ア 消滅時効について

償還金の消滅時効は、地方自治法第236条の定めによる5年の消滅時効ではなく、民法第167条の規定により10年の消滅時効が適用される。

イ 時効中断の措置について

課長は、時効期間満了が近づいた長期滞納者に対しては、内金の納入あるいは債務承認等の時効中断の措置を講じる。

ウ 債務承認について

「債務承認」とは、償還人に滞納金額を説明し、債務承認書(様式)を提出させることをいう。これによりその時点で時効が中断し、新たな時効期間が進行する。

- 16 借用書の返還等(要項第28条関係)
 - (1) 関係書類の保存について

借用書以外の申請書原本及び印鑑登録証明書等関係書類は、償還完了後5年間は保存するものとする。

附則

この事務取扱要領は、平成21年4月24日から適用する。

附則

- この事務取扱要領は、平成22年10月1日から適用する。 附 則
- この事務取扱要領は、平成25年4月1日から適用する。 附 則
- この事務取扱要領は、平成26年4月1日から適用する。 附則
- この事務取扱要領は、平成30年4月1日から適用する。 附則
- この事務取扱要領は、平成3年(2021年)4月1日から適用する。